

特定個人情報保護評価指針

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 第1 特定個人情報保護評価の意義 | 2 |
| 1 特定個人情報保護評価の基本理念 | 2 |
| 2 特定個人情報保護評価の目的 | 2 |
| (1) 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止 | 2 |
| (2) 国民・住民の選択の確保 | 3 |
| 3 特定個人情報保護評価の内容 | 3 |
| 4 特定個人情報保護評価の実施体制 | 4 |
| 第2 定義 | 4 |
| 3 特定個人情報保護評価の実施主体 | 5 |
| 1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者 | 5 |
| 2 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価 | 5 |
| 第3 特定個人情報保護評価の対象 | 6 |
| 1 基本的な考え方 | 6 |
| 2 特定個人情報保護評価の単位 | 6 |
| 3 特定個人情報ファイル | 6 |
| 4 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務 | 6 |
| (1) 実施が義務付けられない事務 | 6 |
| (2) 特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用 | 7 |
| 第4 特定個人情報保護評価の実施手続 | 7 |
| 1 特定個人情報保護評価計画管理書 | 7 |
| (1) 特定個人情報保護評価計画管理書の作成 | 7 |
| (2) 特定個人情報保護評価計画管理書の提出 | 8 |
| 2 しきい値判断 | 8 |
| 3 特定個人情報保護評価書 | 9 |
| (1) 基礎項目評価書 | 9 |
| (2) 直点項目評価書 | 9 |
| (3) 全項目評価書 | 10 |
| (4) 特定個人情報保護評価書の公表 | 11 |
| 4 特定個人情報保護評価書の見直し | 11 |
| 5 特定個人情報保護評価を実施した事務の実施をやめたとき等の通知 | 12 |

令和3年2月5日

個人情報保護委員会

の権利利益が一度侵害されると、拡散した情報を全て消去・修正することうが困難であるなど、その回復は容易でない。したがって、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために、事後的な対応ではなく、事前に特定個人情報ファイルの取扱いに伴う特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを評価するための措置を講ずることが必要である。特定個人情報保護評価画面は、このような事前対応の要請に応える手段であり、これにより個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止することを目的とするものである。

(2) 国民・住民の権類の確保

番号制度の導入に対して示してきた個人のプライバシー等の権利利益が侵されることへの懸念を払拭する観点からは、特定個人情報ファイルを取り扱う者が、入手する特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置等について国民・住民に分かりやすい説明を行い、その透明性を高めることが求められる。特定個人情報保護評価は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルの取扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、どのようなな措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民・住民の信頼を確保することを目指すものである。

3 特定個人情報保護評価の内容

特定個人情報保護評価画面は、評価実施機関が、特定個人情報ファイルを取り扱う事務における当該特定個人情報ファイルの取扱いについて自ら評価するものである。評価実施機関は、特定個人情報ファイルを保有しようと/or又は保有する場合は、当該特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなりスクを評価する上、基礎項目評価書、重視するための適切な措置を講じてることを確認の上、基礎項目評価書と総合項目評価書又は全項目評価書(以下「特定個人情報保護評価書」と総称する。)において自ら宣言するものである。

特定個人情報保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価(Privacy Impact Assessment:PIA)に相当するものであり、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために必要最小限の措置を講じているか否かについてのチェックにとどまらず、評価実施機関が自らの取組について積極的、体系的に検討し、評価することが期待される。

また、評価実施機関には、個人情報又はプライバシーの保護に関する技術

の進歩、社会情勢の変化等に対応し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための取組を継続的に実施することが期待される。

4 特定個人情報保護評価の実施体制

評価実施機関は、特定個人情報保護評価を適切に実施するための体制整備を行うことが望ましい。例えば、①複数の特定個人情報保護評価書を作成する評価実施機関において、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署を設置すること、②個人情報の取扱いに関する部署等を各部署・従業員の指導等を行なう個人情報の取扱いに關して、部署横断的・専門的な立場から各部署・従業員の指導等を行なう個人情報の取扱いに関する責任者を設置すること等が考えられる。

第2 定義

この指針において使用する用語は、番号法及び特定個人情報保護評価に規定する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。)において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

1 評価実施機関 番号法第28条及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第2条第14項に規定する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第7号に規定する情報会員及び情報提供者並びに同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者)をいう。

2 行政機関等 番号法第19条第7号に規定する条例事務関係情報照会者及び情報提供者並びに番号法第19条第7号に規定する情報会員及び情報提供者(規則第2条第3号に規定する地方公共団体等(以下単に「地方公共団体等」という。)を除く。)をいう。

3 特定個人情報保護評価書 総則第3条に規定する、評価実施機関が保有する特定個人情報ファイルについての特定個人情報保護評価の計画、実施状況等を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をいう。

4 全項目評価書 番号法第28条第1項各号に掲げる事項を評価した結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(行政機関等においては番号法第28条第4項及び規則第8条の規定、地方公共団体等においては規則第7条第6項の規定に基づく公表の対象となるもの)をいう。

5 情報連携 行政機関の長等の間の情報提供ネットワークシステムを使用する特定個人情報の提供の求め又は提供をいう。

ける事務であつても、特定個人情報保護評価の枠組みを用い、任意で評価を実施することを妨げるものではない。

ア 勤員又は職員であつた者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第1号）

イ 手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第2号）

ウ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数の総数（以下「対象人数」という。）が1,000人未満の事務（規則第4条第3号）

エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合又は密接な関係を有する2以上の事業所の事業主が共同若しくは連合して設立した健康保険組合が保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第4号及び第5号）

オ 公務員若しくは公務員であつた者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第5号）

カ 情報連携を行う事業者が情報連携の対象とならない特定個人情報を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第6号）

キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務（規則第4条第7号）

また、特定個人情報保護評価の対象となる事務において複数の特定個人情報ファイルを取り扱う場合で、その一部が上記（ウを除く。）に定める特定個人情報ファイルである場合は、その特定個人情報ファイルに関する事項を特定個人情報保護評価書に記載しないことができる。

（2）特定個人情報保護評価以外の番号法の規定の適用
上記（1）に定める特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務であつても、特定個人情報保護評価の規定が適用され、当該事務を実施する者は、番号法に基づき必要な措置を講ずることが求められる。

第5 特定個人情報保護評価の実施手続

1 特定個人情報保護評価計画管理書

（1）特定個人情報保護評価計画管理書の作成
評価実施機関は、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に、特定個人情報保護評価計画管理書（様式1参照）を作成するものとする。
特定個人情報保護評価計画管理書は、特定個人情報保護評価を計画的

に実施し、また、特定個人情報保護評価の実施状況を適切に管理するために作成するものである。評価実施機関で実施する特定個人情報保護評価に関する全ての事務及びシステムについて記載するものとし、評価実施機関単位で作成するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の記載事項に変更が生じたときは、特定個人情報保護評価計画管理書を速やかに更新するものとする。

（2）特定個人情報保護評価計画管理書の提出
評価実施機関は、規則第3条の規定に基づき、最初の特定個人情報保護評価計画の委員会への提出の際に、特定個人情報保護評価計画管理書を併せて提出するものとする。その後、評価実施機関が特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際は、その都度、特定個人情報保護評価計画管理書を更新し、併せて提出するものとする。

特定個人情報保護評価計画管理書の公表は、不要とする。

2 しきい値判断

特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するに際しては、①対象人数、②評価実施機関の從業者及び評価実施機関が特定個人情報ファイルの取扱いを委託している場合の委託先の従業者のうち、当該特定個人情報ファイルを取り扱う者の数（以下「取扱者数」という。）、③評価実施機関における規則第4条第8号口に規定する特定個人情報保護評価の種類を判断する（以下「しきい値判断」という。）。

しきい値判断の結果、基礎項目評価のみで足りると認められたものについては、任意で重点項目評価又は全項目評価を実施することができ、重点項目評価の実施が義務付けられると判断されたものについても任意で全項目評価を実施することができる。なお、重点項目評価の実施が義務付けられると判断されたものについて、任意で全項目評価を実施した場合は、重点項目評価を併せて行つたものとして取り扱う。

（1）対象人数が1,000人以上1万人未満の場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号イ及び第5条）
（2）対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であつて、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報保護評価の発生がない場合は、基礎項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第8号口及び第5条）

（3）対象人数が1万人以上10万人未満であり、かつ、取扱者数が500人未満であつて、過去1年以内に評価実施機関における特定個人情報保護評価の発生があつた場合は、基礎項目評価及び重点項目評価（番号法第28条第1項並びに規則第4条第9

その他の方法によることができる。ただし、その他の方法による場合であっても、専門性を有する外部の第三者によるものとする。第三者点検の際は、点検者に守秘義務を課すなどした上で、公表しない部分（下記（4）参照）を含む全項目評価書を提示し、点検を受けるものとする。第三者点検においては、下記第10の1（2）に定める審査の観点を参考にすることができる。

地方公共団体等は、規則第7条第5項の規定に基づき、第三者点検を受けた全項目評価書を委員会へ提出するものとする。

（4）特定個人情報保護評価書の公表

行政機関等は、基礎項目評価書及び重点項目評価書については委員会に提出した後速やかに、全項目評価書については委員会の承認を受けた後速やかに、公表するものとする（番号法第28条第4項並びに規則第5条第2項、第6条第3項及び第8条）。

地方公共団体等は、特定個人情報保護評価書を委員会に提出した後速やかに、公表するものとする（規則第5条第2項、第6条第3項及び第6項）。

特定個人情報保護評価書及びその添付資料は、原則として、全て公表するものとする。ただし、規則第13条の規定に基づき、公表することにセキュリティ上のリスクがあると認められる場合は、評価実施機関は、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、セキュリティ上のリスクがあると認められる部分を公表しないことができる。この場合であっても、期間、回数等の具体的な数値や技術的細目に及ぶ具体的な方法など真にセキュリティ上のリスクのある部分に、公表しない部分を限定するものとする。

犯罪の捜査、取扱に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査及び告訴の提起又は維持のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う業務に関する特定個人情報保護評価書については、規則第13条の規定に基づき、公表しない予定の部分を含む特定個人情報保護評価書及びその添付資料の全てを委員会に提出した上で、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 特定個人情報保護評価書の見直し

評価実施機関は、少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする（規則第14条）。

5 特定個人情報保護評価書を実施した事務の実施をやめたとき等の通知
評価実施機関は、特定個人情報保護評価書を実施した事務の実施をやめたときは、規則第16条の規定に基づき、退滞なく委員会に通知するものとする。評価実施機関は、事務の実施をやめるなどした日から少なくとも3年間、その事務の実施をやめたこと等を記載するなど所要の修正を行った上で、特定個人情報保護評価書を公表しておくものとする。

第6 特定個人情報保護評価書の実施時期

1 新規保有時

行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価書を実施するものとする。ただし、規則第9条第2項の規定に基づき、災害が発生したときの対応等、特定個人情報保護評価書を実施せずに特定個人情報ファイルを保有せざるを得ない場合は、特定個人情報ファイルの保有後可及的速やかに特定個人情報保護評価書を実施するものとする。

（1）システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期
規則第9条第1項の規定に基づき、プログラミング開始前の適切な時期に特定個人情報保護評価書を実施するものとする。

（2）その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期
事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価書を実施するものとする。

2 新規保有時以外

（1）基本的な考え方

評価実施機関は、過去に特定個人情報保護評価書を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、下記（2）又は（3）の場合には、特定個人情報保護評価書を再実施するものとし、下記（4）の場合には、再実施するよう努めるものとする。

再実施に当たっては、委員会が定める特定個人情報保護評価書様式中の変更箇所欄に変更項目等を記載するものとする。下記（2）から（4）まで以外の場合に特定個人情報保護評価書を任意に再実施することを妨げるものではない。

（2）重要な変更

特定個人情報ファイルに対する重要な変更（規則第11条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうちこの指針の別表に定めるものについての変更とする。ただし、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の

り、それぞれ事前通知を行つたものとみなす。

また、行政機関が、特定個人情報保護評価書を実施し、重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに特定個人情報保護評価書を再実施し、事前通知事項を変更した重点項目評価書を提出・公表した場合、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときに事前通知事項を変更前に提出・公表した場合は、それぞれ事前通知等を併せて行つたものとして取り扱う。

第9 特定個人情報保護評価の評価項目

1 基本的な考え方

特定個人情報保護評価を実施するに当たつて、評価実施機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の特性を明らかにした上で、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクについて認識又は分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じているものとする。

評価実施機関は、リスクを軽減するための措置を検討する際には、特定個人情報の安全管理に関する基本方針、特定個人情報の取扱規程等を策定することが望ましい。また、リスクを軽減するための措置には、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、組織的安全管理措置及び人的安全管理措置があり、評価実施機関は、基本方針、評価実施機関の規様及び事務の特性に応じた適切な措置を講ずるものとする。

なお、技術の進歩に伴うクラウドサービス等の新たなサービス、開発手法等を導入する場合には、当該サービス、開発手法等の特性を考慮した上で、適切な安全管理措置を講ずるものとする。

2 評価項目

(1) 基礎項目評価書

規則第2条第1号に規定する基礎項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の概要、当該事務において使用するシステムの名称、特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このうち主なリスクを軽減するための措置の実施状況について記載するものとする。

また、自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策の実施状況についても記載するものとする。

これらのリスク対策を踏まえ、評価実施機関は、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言するものとする。

(2) 重点項目評価書

規則第2条第2号に規定する重点項目評価書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 基本情報

特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容、当該事務において使用するシステムの機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称、当該事務を対象とする特定個人情報保護評価の実施を担当する部署及び所属の役職名、当該事務において個人番号を利用することができる法上の根拠等を記載するものとする。また、当該事務において情報連携を行う場合にはその法令上の根拠を記載するものとする。

イ 特定個人情報ファイルの概要

特定個人情報ファイルの種類、対象となる本人の数・範囲、記録される項目その他の特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要を記載するものとする。また、特定個人情報の入手及び使用の方法、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無及び委託する場合にはその方法、特定個人情報の提供又は移転の有無及び提供又は移転する場合にはその方法、特定個人情報の保管場所その他の特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスの概要を記載するものとする。

ウ リスク対策

特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる主なリスクについて分析し、このようなリスクを軽減するための措置について記載するものとする。重点項目評価書様式は主なリスクのみを示しているが、その他リスクについても分析し、そのようなリスクを軽減するための措置についても記載することが推奨されるものとする。

- 保証評価の目的等に照らし妥当と認められるか。
 - ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる。
 - ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。
 - ・当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
 - ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報保護評価の対象となる他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の実態に基づき、特定しているか。
 - ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。

- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものが、等。
- 委員会は、提出された全項目評価書の審査の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言・勧告・命令等を行い、全項目評価書の再提出その他の是正を求めるものとする。

2 承認の対象としない特定個人情報保護評価書の施設

- 委員会は、評価実施機関から委員会に提出された特定個人情報保護評価書であつて上記1による委員会の承認の対象としないものについては、必要に応じて、その内容を精査し、適合性及び妥当性について確認する。
- 委員会は、提出された特定個人情報保護評価書の結果、必要と認めるときは、番号法の規定に基づく指導・助言・勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の再実施その他の是正を求めるものとする。

第11 特定個人情報保護評価書に記載した措置の実施

- 評価実施機関は、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報を漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための措置として特定個人情報保護評価書に記載した全ての措置を講ずるものとする。

第12 特定個人情報保護評価の未実施に対する違反に対する措置

- 1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置
 - 特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される（番号法第21条第2項第2号、第28条第6項）。特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない評価実施機関に対して、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言・勧告・命令等を行い、特定個人情報保護評価の速やかな実施その他の是正を求めるものとする。
- 2 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置
 - 特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報保護評価書の記載に反している場合、委員会は、必要に応じて、番号法の規定に基づく指導・助言・勧告・命令等を行い、是正を求めるものとする。